

# 請 願

平成25年6月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第7号	25. 5. 29	「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別立法措置を求める」意見書の提出を求める請願	須賀川市	水野敏夫	1~2
			須賀川地方フォーラム 議長 深谷政憲		
請願第8号	25. 5. 29	原発事故子ども・被災者支援法の具体的な支援施策の早期実施を国に求める意見書提出についての請願	須賀川市	川田伍子 橋本健二	3~4
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		
請願第9号	25. 5. 23	年金2.5%の削減中止を求める請願	須賀川市	橋本健二	5~6
			全日本年金者組合岩瀬支部 支部長 阿部博		
請願第10号	25. 5. 27	高齢者向け訪問理美容サービス事業創設についての請願	須賀川市	生田目進	7
			福島県理容生活衛生同業組合 須賀川支部 支部長 佐藤 喬		

## 請 願 書

須賀川市 議会  
議長 鈴木忠夫様

2013年5月29日

提出者 住所 福島県須賀川市 [REDACTED]  
氏名 須賀川地方会 深谷政美 議長  
紹介議員 水野敏夫 町長

「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を停止する特別立法措置を求める」意見書の提出を求める請願

### 請願趣旨

2011年（平成23年）3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（東電福島原発事故と略）から2年数カ月が過ぎた現在、東電福島原発事故はいまだ収束しておらず、収束の見通しすら立たない中にあり、被害の全容も明らかにできる状態にはありません。福島県民の避難者だけでも約15万人を数え、田畑も職場も失い、生活基盤と地域コミュニティが根こそぎ奪われ、経済的にも精神的にも大変困難な状況に置かれ続けております。

しかし、民法上では東電福島原発事故により生じた原子力損害の賠償請求権は、2014年3月11日を期限に「消滅時効」が完成してしまう事態にあります。残念ながら圧倒的多くの被災者には、消滅時効が認識されておられません。今回の原子力損害の賠償請求権については、民法第724条前段を適用せず、短期消滅時効（被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間）によって消滅しないものとする特別の立法措置が不可欠であります。

また、事故から25年が経過したチェルノブイリ原発事故による健康被害が今なお発生し続けている現実を踏まえ、東電福島原発事故の損害賠償請求権が、民法第724条後段「事故発生から20年経過後に除斥期間により確定的に消滅する」ことも、民法第167条第1項「債権は、10年間行使しないときは、消滅する」ことも、許されるべきことではありません。



国会で審議・可決された「特例法」は、東電福島原発事故の被災者が損害賠償の申し立てを東京電力株式会社に行い、原子力損害賠償紛争解決センターに和解を申し込めば、東京電力との交渉が不調に終わっても、交渉打ち切り通知を受け取ってから1カ月以内であれば、裁判所に賠償請求訴訟を起こせることを認めるとされておりますが、消滅時効が2014年3月に完成するまでに10カ月を切っている中で、被災者がもれなく原子力損害賠償紛争解決センターに和解を申し込むことは困難と言わざるを得ません。

以上の内容を踏まえ、東電福島原発事故の損害賠償請求権の消滅期間については、特別の立法措置により規定することが必要不可欠であります。

よって、地方自治法第99条の規定により、政府及び関係大臣に対し、意見書を提出されますようお願いいたします。

#### 請願事項

- (1) 東電福島原発事故の損害賠償請求権の消滅期間について別に定める特別立法措置を早急に実現させ、被災者の不利益を解消すること。
- (2) 原子力損害被害者の損害賠償について東京電力株式会社の取り組みを含め、政府の責任で広報・周知を徹底すること。

2013年5月29日

須賀川市議会議長 鈴木 忠夫 様

請願団体 新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子

須賀川市

TEL・FAX 0248-72-9707



紹介議員

川田 伍子

橋本 健二



## 原発事故子ども・被災者支援法の具体的な支援施策の早期実施を 国に求める意見書提出についての請願

### 【請願趣旨】

東京電力福島第一原発事故によって、避難する人も、福島にとどまる人も、どちらの選択をした場合も、国が支援することを定めた「原発事故子ども・被災者支援法」(正式名称：東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律)が2012年6月21日に国会で成立しました。

しかし、いまだに「支援対象地域」や「基本方針」が定められず実施されていません。

東京電力福島第一原発事故からもうすぐ2年3か月になりますが、除染は難航し、福島県の人口の減少は止まらず、肥満傾向が指摘されるなど子どもたちの発育にも影響がでてきています。避難先での支援打ち切りや将来の健康問題など、原発事故によってもたらされた不安は深刻さを増しており、早急な対策が求められます。

福島県全域を「支援対象地域」に含めて、早急に「基本方針」を定め、支援施策の早期実施を国に求める意見書を採択し、提出していただくよう請願いたします。

### 【請願項目】

- 1 「原発事故子ども・被災者支援法」の「支援対象地域」に福島県全域を含めること。
- 2 早急に「基本方針」を定め、支援施策を実施すること。



原発事故子ども・被災者支援法の  
具体的な支援施策の早期実施を求める意見書（案）

東京電力福島第一原発事故によって、避難する人も、福島にとどまる人も、どちらの選択をした場合も、国が支援することを定めた「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称：東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）が2012年6月21日に国会で成立しました。

しかし、いまだに「支援対象地域」や「基本方針」が定められず実施されていません。

東京電力福島第一原発事故からもうすぐ2年3か月になりますが、除染は難航し、福島県の人口の減少は止まらず、肥満傾向が指摘されるなど子どもたちの発育にも影響がでてきています。避難先での支援打ち切りや将来の健康問題など、原発事故によってもたらされた不安は深刻さを増しており、早急な対策が求められます。

福島県全域を「支援対象地域」に含めて、早急に「基本方針」を定め、支援施策の早期実施を求めます。

記

- 1 「原発事故子ども・被災者支援法」の「支援対象地域」に福島県全域を含めること。
- 2 早急に「基本方針」を定め、支援施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2013年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
内閣官房長官 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様

須賀川市議会議長 鈴木忠夫

2013 年 5 月 23 日

須賀川市議会  
議長 鈴木 忠夫 様

須賀川市  
全日本年金者組合岩瀬支部  
支部長 阿部 博



紹介議員 橋本 健二



### 年金 2.5% の削減中止を求める請願

市（町、村）民の福祉増進への日ごろのご尽力に敬意を表します。

さて、昨年 11 月 16 日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、今年 10 月から 3 年間で年金を 2.5% も削減する法律が成立しました。

物価スライド「特例水準の解消」を理由としていますが、これは 2000 年から '02 年に消費者物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置です。

灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10 年以上も遡って年金を引き下げる理由はありません。来年 4 月からの消費税引き上げが重なるならば、その深刻さは計り知れません。「特例水準の解消」は毎年 0.9% 以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れが作られようとしています。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません、高齢者の大幅収入減は地域の経済に大きな影響与え、自治体の税収減にも直結することはいうまでもありません。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。

本来、物価スライドは、物価高騰に対して年金の目減りを回避するためのものです。年金削減の手段とするのは本末転倒です。

このような年金削減の流れを変えたいとする、私たちの運動にご理解いただき、不況をより深刻にする年金 2.5% 削減の実施を中止するよう、地方自治法第 99 条の規定による意見書を国に提出されるよう請願します。

記

1. 2013 年 10 月からの 2.5% の年金削減を中止すること。

以上



内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様

須賀川市議会  
議長

### 年金 2.5%削減中止を求める意見書(案)

貴職におかれましては住民の福祉の増進に日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

国会は、昨年、2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。

その中でもとりわけ年金 2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に大都市部を離れた地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることは懸念されます。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

#### 要請事項

「年金 2.5%削減」を中止すること。

以上

# 高齢者向け訪問理美容サービス事業創設 についての請願

平成25年5月27日

須賀川市議会議長 鈴木 忠夫 様

請願団体 福島県理容生活衛生同業組合須賀川支部

支部長 佐藤 喬

須賀川市



紹介議員

佐田 司 進



## 【請願趣旨】

理美容店において理美容サービスを受けることが困難な在宅の寝たきり高齢者、若しくは、高齢者のみの世帯又は心身の障害等の理由で理美容店に行くことのできない世帯の保健衛生の向上及び福祉の増進を図るため、理美容師の訪問による理美容サービスの費用の一部を助成する事業を創設していただきたく請願いたします。

## 【請願事項】

高齢者等向け訪問理美容サービスの費用の一部を助成する事業を創設していただきたい。

